

お客さま各位

福井信用金庫

『投信窓販業務にかかる約款』一部改訂のお知らせ

当金庫『投信窓販業務にかかる約款』を、下記の通り一部改訂することとしましたのでお知らせいたします。
 なお、ご不明な点がございましたら、お取引店または下記のお問い合わせ先までご照会ください。

記

1. 改訂約款名

- ① 「非課税口座約款」
- ② 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」

2. 改訂内容

① 「非課税口座約款」新旧対照表

(下線部分変更)

旧	新
<p>1. 約款の趣旨 (略)</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の前年の10月1日から当年の9月30日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書 <u>および住民票の写し等</u> (住民票の写し等については、平成29年9月30日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限りま<u>す</u>)」非課税適用確認書の交付申請書(既に当金庫に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を証券会社もしくは他の金融機関に提出していない場合に限りま<u>す</u>) <u>または</u>「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当金庫に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当金庫にて保管いたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非</p>	<p>1. 約款の趣旨 (同左)</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の前年の10月1日から当年の9月30日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、(削除)「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当金庫に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を証券会社もしくは他の金融機関に提出していない場合に限りま<u>す</u>)、「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当金庫に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当金庫にて保管いたします。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非</p>

旧	新
<p>課税口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 平成29年10月1日時点で当金庫に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当金庫に個人番号の告知を行っている申込者のうち、同日前に当金庫に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかった申込者につきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、上記(1)の規定を適用します。</p>	<p>課税口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) 2017年10月1日時点で当金庫に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当金庫に個人番号の告知を行っている申込者のうち、同日前に当金庫に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかった申込者につきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、上記(1)の規定を適用します。</p>
<p>3. 非課税管理勘定の設定</p>	<p>3. 非課税管理勘定の設定</p>
<p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法第37条の14第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、上記2. (1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法第37条の14第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、上記2. (1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>3の2. 累積投資勘定の設定</p>	<p>3の2. 累積投資勘定の設定</p>
<p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から平成49年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、上記2. (1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、上記2. (1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>4. 非課税管理勘定または累積投資勘定における処理 (略)</p>	<p>4. 非課税管理勘定または累積投資勘定における処理 (同左)</p>
<p>5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲</p>	<p>5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲</p>
<p>(1) 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限ります。）のみを受け入れます。</p> <p>① 上記3. (2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れる次に掲げる投資信託の取得対価の額（イ. の場合、購入した投資信託については、その購入の代価の額をいい、下記ロ. の移管により受け入れる投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れる投資信託がある場合には、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもののみ受け入れます。</p> <p>イ. 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31</p>	<p>(1) 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限ります。）のみを受け入れます。</p> <p>① 上記3. (2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れる次に掲げる投資信託の取得対価の額（イ. の場合、購入した投資信託については、その購入の代価の額をいい、下記ロ. の移管により受け入れる投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れる投資信託がある場合には、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもののみ受け入れます。</p>

旧	新
<p>日までの間に申込者が当金庫で募集または買付の申し込みにより取得し、その取得後直ちに非課税口座へ受け入れられるもの。</p> <p>ロ. 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 9 項各号の規定に基づき移管がされる投資信託（下記②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項により読み替えて準用する同条第 9 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定する投資信託</p> <p>なお、上記①から③に該当する投資信託であっても、当金庫の都合により非課税管理勘定に受け入れないことがあります。</p>	<p>イ. 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に申込者が当金庫で募集または買付の申し込みにより取得し、その取得後直ちに非課税口座へ受け入れられるもの。</p> <p>ロ. 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる投資信託（下記②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準用する同条第 10 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定する投資信託</p> <p>なお、上記①から③に該当する投資信託であっても、当金庫の都合により非課税管理勘定に受け入れないことがあります。</p>
<p>5 の 2 . 累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>当金庫は、申込書の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号ロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 13 項各号の定めがあり、かつ内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。</p> <p>① 上記 3 の 2 . (2) に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日に属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れる投資信託で、取得対価の額（購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。）の合計額が 40 万円をこえないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 18 項において準用する同条第 11 項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する投資信託</p> <p>なお、上記①および②に該当する投資信託であっても、当金庫の都合により非課税管理勘定に受け入れないことがあります。</p>	<p>5 の 2 . 累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>当金庫は、申込書の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号ロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 14 項各号の定めがあり、かつ内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。</p> <p>① 上記 3 の 2 . (2) に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日に属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れる投資信託で、取得対価の額（購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。）の合計額が 40 万円をこえないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する投資信託</p> <p>なお、上記①および②に該当する投資信託であっても、当金庫の都合により非課税管理勘定に受け入れないことがあります。</p>
<p>6 . 非課税口座を通じた取引（略）</p>	<p>6 . 非課税口座を通じた取引（同左）</p>
<p>7 . 譲渡の方法（略）</p>	<p>7 . 譲渡の方法（同左）</p>
<p>8 . 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知</p> <p>(1) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、上記 5 . ①ロ. および②に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。</p> <p>(2) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 18 項において準用する同条第 11 項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るもの</p>	<p>8 . 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知</p> <p>(1) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、上記 5 . ①ロ. および②に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。</p> <p>(2) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定</p>

旧	新
<p>のを除きます。)を行った場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する投資信託で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定に設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。</p>	<p>する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する投資信託で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定に設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。</p>
<p>9. 非課税管理勘定終了時の取扱い</p>	<p>9. 非課税管理勘定終了時の取扱い</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る投資信託は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① 申込者から(追加)当金庫に対して上記5.②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合、非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② 申込者が当金庫に特定口座を開設されており、申込者から(追加)当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合(追加)特定口座への移管</p> <p>③ 上記①および②に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る投資信託は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① 申込者から非課税管理勘定の終了する年の原則11月末までに当金庫に対して上記5.②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合、非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② (削除) 申込者から非課税管理勘定の終了する年の原則11月末までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合または申込者が当金庫の特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>③ 上記①および②に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>
<p>9の2. 累積投資勘定終了時の取扱い</p>	<p>9の2. 累積投資勘定終了時の取扱い</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)の終了時点で、累積投資勘定に係る投資信託は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① 申込者が当金庫に特定口座を開設されており、申込者から当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合(追加)特定口座への移管</p> <p>② 上記①に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)の終了時点で、累積投資勘定に係る投資信託は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① (削除) 申込者から累積投資勘定の終了する年の原則11月末までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合または申込者が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② 上記①に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>
<p>10. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認 (略)</p>	<p>10. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認 (同左)</p>
<p>11. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き</p>	<p>11. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 申込者が、当金庫に開設された非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当金庫が別途定める日(当金庫の営業所等に掲示)までに、当金庫に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」を申込者に交付することなく、その作成をした日に申込者から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第21項の規定を適用します。</p> <p>(3) 平成36年1月1日以後、申込者が当金庫に開設された非課税口座(当該口座に平成35年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り)に累積投資勘定を設定することを希望されている場合には、当金庫に対して「非課税口座異動届出書(勘定変更用)」を提出していただく必要があります。</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 申込者が、当金庫に開設された非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、9月30日までに、当金庫に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」を申込者に交付することなく、その作成をした日に申込者から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第25項の規定を適用します。</p> <p>(3) 2024年1月1日以後、申込者が当金庫に開設された非課税口座(当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り)に累積投資勘定を設定することを希望されている場合には、当金庫に対して「非課税口座異動届出書(勘定変更用)」を提出していただく必要があります。</p>
<p>12. ～16. (略)</p>	<p>12. ～16. (同左)</p>
<p style="text-align: right;">以上 (29.10改訂)</p>	<p style="text-align: right;">以上 (2019.1改訂)</p>

②「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

(下線部分変更)

旧	新
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>1. 約款の趣旨 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 未成年者口座の管理</p> <p>2. 未成年者口座開設届出書等の提出</p> <p>(1) 申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の前年の10月1日から当年の9月30日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき未成年者非課税適用確認書の交付申請や当金庫における未成年者口座開設に必要な各種帳票類ならびに「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(申込者が租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項により読み替えて準用する同令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはありません。</p> <p>なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 申込者がその年の3月31日において18歳である年(以下「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当金庫に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由(以下「災害等事由」といいます。))による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。))には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間に申込者が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3. 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権(租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の14. から16.、18. および24. (1)を除き、以下同じ。)) (以下「投資信託」といいます。))につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、<u>平成28年</u>から<u>平成35年</u>までの各年(申込者がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。))の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる投資信託につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、<u>平成36年</u>から<u>平成40年</u>までの各年(申込者がその年の1月1日において20歳未満である年</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>1. 約款の趣旨 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第2章 未成年者口座の管理</p> <p>2. 未成年者口座開設届出書等の提出</p> <p>(1) 申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の前年の10月1日から当年の9月30日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき未成年者非課税適用確認書の交付申請や当金庫における未成年者口座開設に必要な各種帳票類ならびに「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(申込者が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはありません。</p> <p>なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>(4) 申込者がその年の3月31日において18歳である年(以下「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当金庫に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下「災害等事由」といいます。))による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。))には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間に申込者が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>3. 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権(租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の14. から16.、18. および24. (1)を除き、以下同じ。)) (以下「投資信託」といいます。))につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、<u>2016年</u>から<u>2023年</u>までの各年(申込者がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。))の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる投資信託につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、<u>2024年</u>から<u>2028年</u>までの各年(申込者がその年の1月1日において20歳未満である年</p>

旧	新
<p>年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>4. 非課税管理勘定および継続管理勘定における処理 (略)</p> <p>5. 未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>(1) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる投資信託で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に受け入れた投資信託の取得対価の額(イの場合、購入した投資信託については、その購入の代価をいいます。ロの場合、未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れる投資信託があるときは、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの。</p> <p>イ 未成年者口座開設届出書の提出後、受入期間内に申込者が当金庫で募集の取扱いまたは買付の申込みにより取得した投資信託で、その取得後直ちに未成年者口座へ受け入れられるもの。</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる投資信託で、申込者が当金庫に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる投資信託(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託 <u>(追加)</u></p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する投資信託</p> <p>(2) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる投資信託で、申込者が当金庫に対し、上記(1)①ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる投資信託(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(②により受け入れる投資信託があるときは、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの。</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる投資信託 <u>(追加)</u></p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する投資信託</p> <p>なお、上記(1)または(2)に該当する投資信託であっても、当金庫の都合により非課税管理勘定に受け入れないことがあります。</p> <p>6. 譲渡の方法 (略)</p> <p>7. 課税未成年者口座等への移管</p> <p>(1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p>	<p>限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>4. 非課税管理勘定および継続管理勘定における処理 (同左)</p> <p>5. 未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>(1) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる投資信託で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に受け入れた投資信託の取得対価の額(イの場合、購入した投資信託については、その購入の代価をいいます。ロの場合、未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れる投資信託があるときは、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの。</p> <p>イ 未成年者口座開設届出書の提出後、受入期間内に申込者が当金庫で募集の取扱いまたは買付の申込みにより取得した投資信託で、その取得後直ちに未成年者口座へ受け入れられるもの。</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる投資信託で、申込者が当金庫に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる投資信託(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託 <u>(この場合、5年経過日の属する年の原則11月末までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</u></p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する投資信託</p> <p>(2) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる投資信託で、申込者が当金庫に対し、上記(1)①ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる投資信託(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(②により受け入れる投資信託があるときは、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの。</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる投資信託 <u>(この場合、5年経過日の属する年の原則11月末までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</u></p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する投資信託</p> <p>なお、上記(1)または(2)に該当する投資信託であっても、当金庫の都合により非課税管理勘定に受け入れないことがあります。</p> <p>6. 譲渡の方法 (同左)</p> <p>7. 課税未成年者口座等への移管</p> <p>(1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管</p>

旧	新
<p>① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る投資信託（上記5.（1）①もしくは②または5.（2）①もしくは②の移管がされるものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日において申込者が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ 上記イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② 申込者がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る投資信託 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(2) 上記(1)①イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに上記(1)①ロおよび②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① 申込者が（追加）当金庫に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、上記(1)①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設しており、申込者から当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第26号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</p> <p>② 上記①に掲げる場合以外の場合 一般口座（追加）への移管</p>	<p>理勘定に係る投資信託（上記5.（1）①もしくは②または5.（2）①もしくは②の移管がされるものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日において申込者が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ 上記イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② 申込者がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る投資信託 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(2) 上記(1)①イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに上記(1)①ロおよび②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① 申込者が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の原則11月末までに提出した場合または当金庫に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、上記(1)①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② 上記①に掲げる場合以外の場合 特定口座（上記(1)①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管</p>
<p>8. ～10.（略）</p>	<p>8. ～10.（同左）</p>
<p>11. 出国時の取扱い</p> <p>(1) 申込者が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、租税特別措置法その他関係法令の規定により出国移管依頼書を当金庫にご提出いただくものとします。</p> <p>(2) 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、申込者の未成年者口座に係る未成年者口座内投資信託の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>(3) 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、申込者が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当金庫に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への投資信託の受入れは行いません。</p>	<p>11. 出国時の取扱い</p> <p>(1) 申込者が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、租税特別措置法その他関係法令の規定により出国移管依頼書を当金庫にご提出いただくものとします。</p> <p>(2) 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、申込者の未成年者口座に係る未成年者口座内投資信託の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>(3) 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、申込者が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当金庫に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への投資信託の受入れは行いません。</p>
<p>第3章 課税未成年者口座の管理</p> <p>12. ～25.（略）</p>	<p>第3章 課税未成年者口座の管理</p> <p>12. ～25.（同左）</p>
<p>26. 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) 平成29年から平成35年までの各年（その年1月1日において申込者が20歳である年に限ります。）の1月1日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2)（略）</p>	<p>26. 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) 2017年から2023年までの各年（その年1月1日において申込者が20歳である年に限ります。）の1月1日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2)（同左）</p>
<p>27. ～31.（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(29. 11改訂)</p>	<p>27. ～31.（同左）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(2019. 1改訂)</p>

3. 改訂日

2019年1月4日（金）

なお、改訂後の規定は、改訂前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

以上

本件に関するお問い合わせ先
福井信用金庫 資金証券部資金サポート課
TEL 0120-294-883
受付時間／平日9:00~17:15